

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び玄海町財務規則（昭和 47 年規則第 13 号）第 121 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 17 日

玄海町長 脇山 伸太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度玄海町コンソーシアム運営伴走支援業務
- (2) 業務概要 コンソーシアム運営に関する伴走支援（詳細は仕様書のとおり）
- (3) 業務場所 東松浦郡玄海町内一円
- (4) 業務期間 自 令和 8 年 4 月 6 日 至 令和 9 年 3 月 31 日

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、唐津警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和 7・8 年度の玄海町入札参加資格者資格申請を行っている者であること。
- (2) これまでに次に該当する事業を受託した、又は関わった経験を有すること。
 - ①「高校を核とした新たな人づくり・人の流れづくりプロジェクト」などに代表される、高校と地域の協働により魅力ある教育環境をつくる体制構築や運営の支援業務
 - ②高校教育や地域づくり、地域教育の改革等に関わる伴走支援やコーディネート業務
 - ③起業支援プログラム、新規事業創出、自立支援など新たな事業の創出業務
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加の手続き

入札に参加する意思がある者は、別添入札参加申込書及び必要資料を期日までに玄海町役場企画商工課へ提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月26日(木)17時00分
- (2) 受付期間 入札公告の日から前号提出期限(土・日曜日、祝日を除く)の8時30分から17時00分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする(期限までに必着のこと)
- (4) 提出先 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町役場 企画商工課
- (5) 提出内容 ①一般競争入札参加申込書(別紙1)、②営業概要書(別紙2)、
③誓約書(別紙3)
- (6) 申込書様式の入手先 玄海町役場企画商工課(本庁3階)又は玄海町ホームページ

4 入札参加資格の決定

- (1) 入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できるものとする。なお、資格を有しない場合のみ、令和8年3月30日(月)までに電子メールで通知する。(資格を有する場合は、特に通知をしない。)
- (2) 入札参加申込書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届(別紙4)を令和8年3月30日(月)までに書面で提出すること。

5 入札方法等

- (1) 入札方法 郵便入札(一般書留、簡易書留、又は持参)
- (2) 入札書提出先 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町役場 企画商工課 企画・統計係
- (3) 入札書提出期限 令和8年4月2日(木)17時15分
- (4) 入札日時 令和8年4月3日(金)9時00分
- (5) 開札場所 玄海町役場3階第2会議室
- (6) 留意事項 別に定める「玄海町建設工事等入札・契約執行要綱」及び「郵便入札の留意事項」に沿って入札書等の送付を行うこと。

6 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に100/110を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 玄海町財務規則第124条第1項第2号により免除する。

- イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、玄海町財務規則第137条の2第3項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1人で2以上の入札をした者
- コ 入札書が提出期限までに到達しなかった者
- サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- ウ 玄海町議会において当該業務に係る予算が成立しなかったとき。

(4) 落札者の決定方法

- ア 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。
- イ 同価格の落札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、くじ引きを行う日時及び場所を同価入札者へ通知する。くじ引きへ参加できない場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引いて落札者を決定する。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、別に定める日時において再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(5) その他注意事項

- ア 入札に当たっては、関係法令、玄海町財務規則、玄海町建設工事等入札・契約執行要綱、郵便入札の留意事項を遵守すること。
- イ 入札をした者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ウ 提出期限までに入札書等が企画商工課に到達しない場合は、入札は無効となる。

(6) 入札結果の公表

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡後、書面により通知する。落札者以外の入札参加者には、書面による通知を行わないが、入札執行課で閲覧することができる。

8 入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、町のホームページから質問書（別紙5）をダウンロードし、照会先へ照会期限までにメール・FAX等で提出すること。

(1) 照会期限 令和8年3月30日（月）13時00分

(2) 照会先 玄海町役場企画商工課 企画・統計係

電話：0955-52-2112 FAX：0955-52-3048

E-mail：kikakusyoukou@town.genkai.lg.jp

※質問書には必ずFAX番号等連絡先を記載すること。

(3) 回 答 受けた質問と回答については、令和8年3月31日（火）12時までに電子メール等で送付する。